

## 中期目標(概要)

### 中期目標策定に当たっての基本的考え方

県内製造業が、環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化した産業技術センター(以下「センター」という。)の技術支援が求められる。

センターの地方独立行政法人化は行財政改革とは目的を異にするものであり、技術支援機能を強化し、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的。

理事長の強力なリーダーシップの下、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待。

### センターへのミッション

県内製造業及び関連産業における

- ・「付加価値額(営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの)」
- ・「付加価値率(県内生産額に占める付加価値額の割合)」

の向上のための技術支援。(付加価値は「企業利益」増大の源泉となる「人」と「技術」の両輪から創出)

### 中期目標の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)

### 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて、特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、経営資源投入のバランスを判断していくこと。

## 中期計画(概要案)

資料1-1

### 中期計画の基本的考え方

#### 県民に提供するサービス

企業ニーズや地域ニーズにマッチした技術相談、依頼試験・機器利用を可能とすること

～企業からのアクセスの向上に努め、企業相談等の高度化

企業等がアジア諸国等にコスト競争力で優位に立てる高い技術レベルの保有を支援・強化するための研究開発を行うこと。

～重点研究分野を設定、効率的な研究成果と研究員の自主性確保

さらに、産業集積のための核となる人材育成など総合的な解決手法が提示できるものとする

～新たにセンター事業を設定し、企業の人材育成の高度化等を支援

#### 業務運営の改善や効率化等の推進

理事長を中心とした機動的な運営の確保など組織運営の改善  
人材育成プログラムの策定と効果的な実施など職員的能力開発  
産学官の各機関をコーディネートし、支援機能の充実  
自己資金の確保や経費の削減など財務運営の改善等  
地方独立行政法人の自立性の確保を図る。

### 中期計画の期間

平成19年度～平成22年度(4年間)

### 県民に対して提供するサービス等

#### 1 企業の強力なサポーター機能の発揮

機器の紹介、企業に有益な情報等の普及、企業訪問やホームページによる情報提供等により利活用促進

##### (1) 技術相談・現地指導

企業からの高度化かつ複雑化する技術相談に対応できる研究員を配置、専門的な知識・技能を活かした相談・支援を実施

計画的に企業を訪問、企業の生産現場における相談や技術指導などに重点的に対応

企業訪問・技術相談件数について目標数値を設定の方向

企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」の利便性を向上させること。( 機器設備の計画的整備と開放、現地指導実施、検査メニュー充実、サービス提供時間の拡大 等)

職員の技術力向上、必要な研究員の採用等による企業からの技術相談への対応力を強化すること。( 個々の職員が技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。)

### (2) 依頼試験

地域の企業が研究開発を行うための製品評価、製品を安定的に製造するために必要な品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、**依頼試験を信頼のおける機関の試験分析**とする。

利用者の利便性向上のため、**多様な検査メニューの設定や料金の後納など手続きの簡素化**、結果の信頼性向上を積極的に推進、利用者の安心と信頼性の向上により、サービスの利用拡大

依頼試験件数について、目標数値を設定の方向

### (3) 機器利用

センター内の機器の高度化、巡回活動や広報活動を通じて、機器利用を促進

最初に、**機器のデータベースの充実、企業の関連情報のデータベースを整備、企業(業種)ごとに有意義な機器の紹介パンフの作成**

広報活動として、HPでの機器の紹介や機器利用のすすめなどを登載

**臨時研究員の配置、受付等手続きの簡素化、利用料の後納など企業の便宜の向上**

機器整備は、研究開発、高度専門人材育成、サービスの向上等の観点

～重点的な整備の観点

- ・電子部品等の有害物質規制に配慮した機器整備
- ・金属加工分野の人材育成を視野に入れた機器整備
- ・従来未対応であった新たな分野への支援に係る機器整備

企業ニーズの高い機器等の導入を計画的に実施

機器利用件数について、目標数値を設定の方向

「研究開発」の実施に当たっては、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進するとともに、職員の技術レベル向上の必要性等も勘案し、新事業創出を目指したシーズ開発等の将来の実用化に向けた基盤的な研究開発にも可能な限り多様な研究テーマを設定した上で取り組むこと。

起業化に向けた技術・施設面での支援の実施により、雇用創出を促進すること。(インキュベーション施設の積極的活用等)

## 2 戦略的な研究開発の実施

(1) 課題設定における戦略

**取り組むべき具体的な研究開発分野:**「新製造技術・ものづくり分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「材料分野」、「地域資源活用型分野」5分野

(2) 経常研究

技術支援に必要となる基盤的研究や将来実用化研究を行うためのシーズの探索のための基礎研究、シーズ等の研究を展開、大胆な課題を設定

(3) 実用化促進研究

企業ニーズに基づき設定、研究課題の成果を企業に落とし込み実用化

(4) 共同研究・受託研究

企業や大学等と共同し、効率的な研究成果の実現、今後の最重点課題

(5) 競争的資金導入による研究

外部の競争的資金を導入した研究開発を積極的に推進

(6) 研究評価

センター役職員による内部評価、学識経験者や産業界等で構成する**研究審議委員会**により、研究テーマの採択や結果の妥当性、継続の可否など評価

## 3 起業化を目指す事業者への支援と技術移転の推進

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に**研究開発の場を提供、諸課題の解決を全面的にバックアップ**

講習会やセミナー、研究発表会等を通して普及、技術移転を推進、企業の製品開発や生産活動を支援

(1) 起業化の支援

起業化支援室等を活用、強力にバックアップ、インフラ整備

(2) セミナー、講習会等の開催

技術セミナーや各種講習会、展示会・研究成果発表会などを開催、各種団体が行うイベント等にも積極的に参加

(3) 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

各種刊行物やホームページ等を活用し、研究成果や最新の技術情報、センターが提供できるサービス内容等の情報を提供

(4) 競争的資金獲得の方策と運営管理

「管理法人」機能の整備、県内企業への研究開発の迅速な提供を促進

## 2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。(国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ、企業ニーズに応じて現地研修を行うなど、提供サービスを拡充すること。)

## 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」：液晶関連企業を中心とした戦略

「健・食・知スマート・コリドール構想」：健康・食品・研究に関わる戦略

## 4 人材育成

技術サポート事業の拡充、 研究員派遣事業の創設、 企業や学生のインターンシップの受入れ

技術サポートセンター事業

・研究支援コース～新たに分析手法研修コース・オペレーター研修コース

液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業

組込システム開発人材育成事業

次世代ものづくり人材育成事業

戦略的商品開発支援事業

技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に発揮することとして、「鳥取県産業人材育成戦略」を作成

## 5 県内の産業集積を活かした人材の育成と研究開発

県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援

「鳥取クリスタル・コリドール構想」に係る人材育成等

・「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」への積極的な参画

～実証講義、教材のブラッシュアップへの支援

開発した教材の検証及び実証講義による問題点の改善、教材の向上

・電子産業クラスタープロジェクトの事業化の促進

～プロジェクトの成果を基礎に県内企業が取り組む事業化を支援

「健・食・知スマート・コリドール構想」に係る研究開発等

・「都市エリア産学官連携推進事業」の推進

～染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発(H18～H20)

ヒト人工染色体技術を利用して機能性食品素材を簡便に評価できる

細胞の作出、食品成分の機能、安全性の評価手法の開発

・「食品開発と健康に関する研究会」の設置及び活動の発展

～研究会の設置(H17.9.6)及び3分科会の設置(H18年度)

「健康」をキーワードにした食品開発について産学官の関係者が

意見交換する研究会、分野ごとにより綿密な情報交換を行うため、分科会を設置。

#### 4 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めること。( 知的財産マネジメントサイクルの確立)

#### 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。

一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと

#### 業務運営の改善及び効率化に関する事項

##### 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

( 企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門人材の確保や組織運営の見直し、公設試験研究機関や民間企業等への研修派遣による職員育成等の資金や人材の重点投入 等)

##### 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能の向上とともに、産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

##### 3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。( 理事長報酬については知事評価を併せて反映。)

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

#### 6 知的財産権の取得及び活用の促進

有用性の高い知的財産を創出、技術移転等により社会的活用を促進  
(1)特許権等の取得を意識した研究開発企業の付加価値の向上に寄与する技術の開発。

(2)研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、特許の出願と確保

#### 7 製品化支援

商品企画(デザイン、パッケージング等)の段階から市場競争力のある独自性の高い製品の開発を支援

#### 業務運営の改善及び効率化に関する事項

##### 1 組織運営の改善

理事長が役職員と一体となった運営体制を構築して、意志決定の迅速化と業務の効率化

(1)理事長が役職員と一体となった運営体制を構築、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化

常勤理事、先端技術・産学官連携担当理事を配置し、研究課題の調整や連携を推進

各研究所長に権限を大幅に委譲、資源等を有効に活用

(2)組織・体制を継続的に見直し、環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応  
活動の単位は科、科長・研究員を配置、科を超えての研究課題等にはプロジェクトチームで対応

プロジェクトチームにリーダーを配置し、各研究所長と連携

(3)ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の充実

##### 2 職員の意欲向上と能力開発

(1)HPへの登載や大学との連携、学会誌等により広く周知し、優秀な人材の確保

(2)「人材育成プログラム」を策定、以下の項目などを重点

若手研究員の適切な指導システムの確立や外部機関との研究交流・共同研究の促進

企業現場に対応した研究員の育成、企業との共同研究・開発に対応した研究者の育成

##### 3 関係機関との連携強化

鳥取大学などの研究機関や機構などの支援機関との連携、技術と経営の両面のワンストップ化、研究開発、成果普及、企業交流等を推進

## 財務内容の改善に関する事項

### 1 外部資金その他収入の確保

競争的資金等の外部資金の獲得とともに、試験機器の開放や知的財産権の実施許諾等により、運営費交付金以外の収入確保に努めること。なお、知的財産権に係る使用料収入の職員への配分額については、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

### 2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。(業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。)

県から交付される「運営費交付金」の算定ルール:

センターの業績達成に向けたインセンティブ向上を目的として、業績評価に基づき一定額を増減させるルール設定とする。

### 4 評価委員会の評価に基づく運営等の見直し

(1) 評価委員会の評価結果に基づいて、業務運営への反映方針を明確化、的確に反映

(2) 中期目標の確実な達成に向けたPDCAサイクルを確立

### 5 業績評価システムの構築と適切な実施

「業績評価基準」を策定、各研究員のミッションに基づいて定期的に個人の業績を評価、結果を具体的な処遇、人員配置に適切に反映

### 6 企業アンケートの実施と結果等の反映

毎年度企業アンケート等を実施し、支援の方法や業務運営の点検、見直し

## 財務内容の改善に関する事項

### 1 外部資金その他自己収入の確保

- ・産学官との連携により、積極的に外部研究開発資金等の獲得
- ・試験機器の開放や起業支援を積極的に推進
- ・知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、対等

### 2 業務運営の効率化と経費の節減

(1) 事務処理の簡素化、業務の電子化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の検討、第1期中間目標の期間中においては、**施設管理業務の外部の専門企業への一括委託を検討**

(2) センター利用者へのサービス向上を図りながら、恒常的に業務の点検、改善、効率化を進め、運営経費を抑制する。

(3) 運営費交付金を充当して行う事業(人件費を除く。)について、毎年度平均で前年度比1%の経費削減

#### 短期借入金の限度額

325百万円(予定)

重要な財産を譲渡・担保の計画 なし

#### 剰余金の使途

剰余金は、企業支援の充実強化・組織運営及び施設整備の改善に充当

## その他業務運営に関する重要事項

### 1 コンプライアンス体制の確立と徹底

- ・法令遵守
- ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底
- ・社会貢献意識の徹底 等

### 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

- ・省エネルギー及びリサイクルの促進
- ・環境マネジメント(ISO14001)の着実な実施

### 3 情報の共有化の徹底

事業実施に当たっては、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民に対する説明責任」を果たすこと。

## その他業務運営に関する重要事項

### 1 コンプライアンスの確保と推進体制の確立

#### (1) 法令の遵守について

特定地方独立行政法人の職員としての認識

全体の奉仕者としての自覚、常に公正性と中立性に配慮した行動  
毎年度、会計事務研修やセクシャルハラスメント対策に関する研修等

#### (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

鳥取県個人情報保護条例の遵守、電子媒体等による漏洩の防止対策  
鳥取県情報公開条例等に基づき、HPなどを通じて情報公開

#### (3) 労働安全衛生管理の徹底

安全衛生委員会を設置、職員の安全及び健康の確保のための対策

#### (4) 役職員の社会貢献意識の徹底

鳥取環境大学や地域に立地する企業との連携など

### 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

#### (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

- ・グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入や再生紙の利用など
- ・廃棄物処理法等関係法令の遵守

#### (2) 環境マネジメントの着実な実施について

鳥取・米子・境港の全庁舎でISO14001の取得、環境負荷の低減に向けたシステムを確立

### 3 情報の共有化の徹底

#### (1) グループウェアなどを活用

#### (2) 幹部会議等を定期的に行い、センターのミッションに係る共通認識

## その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

業務実施上の必要性、既存の施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を計画的に実施

### 2 人事に関する計画

#### (1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人的資源配分を推進

#### (2) 人事に関する指標等

- ・運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用
- ・研究員の採用については、任期付職員の雇用形態の多様化を促進
- ・国の研究機関、大学及び県等への研修を推進

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標・中期計画（概要案）項目別対比表

中期目標	中期計画（概要案）
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p> <p><b>基本的な考え方</b></p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。</p> <p>これまで企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代に中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくためには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。</p> <p>そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費節減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。</p> <p>そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における</p> <p>「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」</p> <p>「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」</p> <p>の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。</p> <p><b>中期目標の期間</b></p> <p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター第1期中期計画</p> <p><b>中期計画の基本的な考え方</b></p> <p>鳥取県産業技術センターは、これまで、県内の中小企業に対し技術相談や依頼試験、機器の利用、人材育成等のサービス活動を通して本県の産業振興に大きく貢献しており、他に代替するサービス機関がない本県において、その役割は今後益々重要である。</p> <p>鳥取県内唯一の技術支援機関として、機動性をより一層発揮することで本県産業への技術支援の基盤を強固にすることとし、「知の地域づくり」の担い手として県内企業の自立化支援の役割を果たす。</p> <p>運営に当たっては、県民に対して提供するサービスとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業ニーズや地域ニーズにマッチした技術相談、依頼試験・機器利用を可能とすること</li> <li>～企業からのアクセスの向上に努め、企業相談等の高度化企業等がアジア諸国等にコスト競争力で優位に立てる高い技術レベルの保有を支援・強化するための研究開発を行うこと。</li> <li>～重点研究分野を設定し、効率的な研究成果の発現と研究員の自主性の確保等に配慮</li> </ul> <p>さらに、産業集積のための核となる人材育成など総合的な解決手法が提示できるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～新たにセンター事業を設定し、企業の人材育成の高度化等の機能を果たすことができるものとする。</li> </ul> <p>また、業務運営の改善や効率化等の推進については、理事長を中心とした機動的な運営の確保など組織運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成プログラムの策定と効果的な実施など職員の能力開発等に努めるとともに、</li> <li>産学官の各機関をコーディネートし、支援機能の充実を図ることや</li> <li>自己資金の確保や経費の削減など財務運営の改善を進めるなど</li> </ul> <p>地方独立行政法人の自立性の確保を図る。</p> <p><b>中期計画の期間</b></p> <p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間における地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という）を以下のとおり定める。</p>



県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて、特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。

(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもちろん意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 企業の強力なサポーター機能の発揮

県内企業が自立型企業を目指し、製品化などに当たっての技術的課題等を解決していくため、センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援、人材育成等を積極的に推進する。

特に本県では中小零細事業者が多く、伝統的な地場産業を多く抱えるという実情に鑑み、迅速かつ機動的なサポート体制を確立するとともに、財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）等や行政機関、大学等とも連携を強化して支援機能の強化を図り、企業の強力なサポーターとして技術開発や事業化をバックアップしていく。

また、強力なサポート体制の構築は、鳥取県の産業振興の売りであり、他県より県内企業に対して、よりきめ細かい支援体制で臨む。

(1) 技術相談・現地指導

企業からの高度化かつ複雑化する技術相談に対応できる研究員を配置し、専門的な知識・技能を活かした相談・支援を実施する。

計画的に企業を訪問して、現地を巡回することにより、企業の生産現場における相談や技術指導などに重点的に対応して企業の要望に応えていくこととする。

(2) 依頼試験

地域の企業が研究開発を行うための製品評価、製品を安定的に製造するために必要な品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、センターにおける依頼試験を信頼のおける機関の試験分析とする。

利用者の利便性向上のため、多様な検査メニューの設定や手続きの簡素化を行うとともに、結果の信頼性向上を積極的に推進し、利用者の安心と信頼性の向上により、サービスの利用拡大を図る。

(3) 機器利用

センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動や広報活動などを通じて、機器利用を促進する。

最初に、機器のデータベースの充実を図るとともに、訪問する企業の関連情報のデータベースを整備し、巡回活動に当たって、企業（業種）ごとに有意義な機器の紹介パンフの作成を行う。

広報活動として、HPでの機器の紹介や機器利用のすすめなどを掲載し、県内企業へ広く周知する。

臨時研究員を配置するとともに、メールによる受付等手続きの簡素化や利用料の後納を認めるなど企業の便宜を図ることとする。

機器整備については、企業等がグローバル化の中にあって地域機関競争、企業間競争に打ち勝つことが出来るよう、研究開発、高度専門人材育成、サービスの向上等の観点から行う。

〔機器整備の考え方（重点的に整備する観点）〕

- ・電子部品等の有害物質規制に配慮した機器整備
- ・金属加工分野の人材育成を視野に入れた機器整備

〔機器設備の整備について〕

- ・老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器等については、安全管理上の観点から適宜処分すること。
- ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備等の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

(2) 研究開発

共同研究及び受託研究の実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究とする必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任の果たせるものとしなければならないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

- ・従来未対応であった新たな分野への支援に係る機器

また、企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価の達成に向け、老朽化した機器、設備等(以下「機器等」という。)の更新のほか、企業ニーズの高い機器等の導入を計画的に実施する。

なお、老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器等については、各年度当初において計画を立案し、効率的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器等については、安全管理上の観点から適宜処分する。

2 戦略的な研究開発の実施

研究課題の設定は、経常研究、実用化促進研究、共同研究、受託研究等の中で課題に応じて設定され、研究目標の明確性や県民・企業への説明責任が果たせるものとする。

(1) 課題設定における戦略

取り組むべき具体的な研究開発分野：「新製造技術・ものづくり分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「材料分野」、「地域資源活用型分野」5分野に帰属する課題を設定し、競争的資金の獲得提案公募型研究課題への提案を睨んだものとする。

また、鳥取県ならではの課題設定に重点を置いたものであることも今後重要である。伝統技術の見直しと利活用、オリジナル技術、研究成果の導入による地場産業の高付加価値化を目指す。

(2) 経常研究

県内の中小企業等に対する技術支援を行う上で必要となる基盤的研究や将来実用化研究を行うためのシーズの探索のため、基礎研究として行う。また、理事長、理事の独自判断による設定もこの中で展開されるようにする。

なお、この中で独法化以前のセンターの課題として取り組まれてこなかったシーズ等の研究をここで展開し、大胆な課題を設定できるようにする。

(3) 実用化促進研究

企業ニーズに基づき設定された研究課題の成果を企業に落とし込み実用化を図る。

また、これらの成果を知財として保護し、県内企業の技術として保護する。

(4) 共同研究・受託研究

企業や業界団体、大学、支援機関等と共同し、それぞれが有する技術力や商品開発力等を融合して共同・受託研究を実施し、効率的な研究成果の実現を図る。

研究成果を県内企業に移転することが最も重要であり、共同研究の実施について、今後の最重点課題として取り組む。

(5) 競争的資金導入による研究

企業からの高度な技術ニーズや、発展性が期待できる企業の潜在的技術力を支援するため、国や各種団体が所管する外部の競争的資金を導入した研究開発を積極的に進め

<p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>る。</p> <p>(6) 研究評価について</p> <p>研究評価については、センター役職員による内部評価のほか、学識経験者や産業界有識者等で構成する研究審議委員会により、研究テーマの採択や結果の妥当性、継続の可否などについて評価する。</p> <p>業務の評価・点検は、テーマ設定や応用分野の研究、製品化検討などに反映させ、企業の高付加価値化の実現に向けた効率的な研究事業の推進を図る。</p> <p>研究所内において、中間評価(9/末目途)及び年度評価を行い、各研究課題、企業サポート機能の評価を行う。</p> <p>理事長及び理事は、各研究所の評価結果に踏まえて、センターの内部評価として、研究審議委員会に諮問する。</p> <p><b>3 起業化を目指す事業者への支援と技術移転の推進</b></p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に研究開発の場を提供するとともに、開発途上で生じた 諸課題の解決を全面的にバックアップする。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を推進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援する。</p> <p>(1) 起業化の支援</p> <p>鳥取・米子・境港の3庁舎に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規の事業を立ち上げようとする企業を研究施設面と技術開発面から強力にバックアップする。</p> <p>また、企業化支援室のインフラ整備を進めるなど、起業化支援室の入居の促進を図る。</p> <p>(2) セミナー、講習会等の開催</p> <p>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的として、技術セミナーや各種講習会を開催する。</p> <p>また、研究成果の普及やセンターの利用拡大を図るため、展示会や研究成果の発表会などを開催するとともに、各種団体が行うイベント等にも積極的に参加し、ものづくりへの関心を高め、技術開発への理解を広めていく。</p> <p>(3) 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供</p> <p>各種刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、研究成果や最新の技術情報、センターが提供できるサービス内容等の情報を提供する。</p> <p>また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く県民に公開する等県民へのサービス向上に努める。</p> <p>(4) 競争的資金獲得の方策と運営管理</p> <p>国などによる競争的資金の獲得は、産学官連携の推進等による研究開発等今後のセンター運営上の重要な活動項目である。さらに、競争的資金の管理を行う「管理法人」としての機能の整備を図り、県内企業への研究開発の迅速な提供を促進する。</p>
---	---

## 2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスの拡充に努めること。

## 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の実施〕

「鳥取クリスタル・コリドール」産業活性化戦略（液晶関連企業を中心とした戦略）

高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。

なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携

## 4 人材育成

センターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に発揮することとして、「鳥取県産業人材育成戦略」を作成する。

中小企業が行う人材育成には、時間や研修機材などに限界があるため、センターが、時代に対応できる最先端の技術レベルの技術者、研究者の育成を効率的に実施する。

技術サポート事業の拡充

また、必要に応じて企業の現場に出向き研修指導等を行うなど、サービスの拡充等を通して利用者の拡大を図る。 研究員派遣事業の創設

人材育成に係る各種事業については、立ち上げ時においては、対応する事業を実施することとし、それ以降においては、技術サポート事業等において実施する。

さらに、産学官の連携強化の観点から企業や学生のインターンシップの研修を積極的に受け入れ、地域に密着した技術研究に取り組んでもらうことで、本県産業界の技術力向上を図っていく。

技術サポートセンター事業

- ・研究支援コース  
～新たに分析手法研修コースを設定
- ・オペレーター研修コース

液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業

産学官が連携して、県内に集積する液晶産業における技術者を育成するための人材育成システムを実施

組込システム開発人材育成事業

デジタル家電等に搭載する組込システムの開発技術者の養成

次世代ものづくり人材育成事業

高い精度の加工技術が要求される金属加工業において、ものづくりの技術の高度化に対応できる若手技術者の育成

戦略的商品開発支援事業

市場ニーズに基づく製品開発、製造、販売の一連の商品企画（デザイン）が可能な人材・企業の育成

## 5 県内の産業集積を生かした人材の育成と研究開発

県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援として、県内の電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を行う。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」に係る人材育成等

・「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」への積極的な参画

～実証講義、教材のブラッシュアップへの支援

開発した教材の検証及び実証講義による問題点の改善、教材の向上

を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。

「健・食・知スマート・コリドール」産業活性化戦略(健康・食品・研究に関わる戦略)

豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。

また、都市エリア産学官連携促進事業等の共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。

#### 4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。

また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。

#### 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)の支援を強化すること。

また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

### 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

#### 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重

・電子産業クラスタープロジェクトの事業化の促進  
～プロジェクトの成果を基礎に県内企業が  
取り組む事業化を支援すること。

「健・食・知スマート・コリドール構想」に係る  
研究開発等

・「都市エリア産学官連携推進事業」の推進  
～染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発(H18～H20)

ヒト人工染色体技術を利用して機能性食品素材を簡便に評価できる細胞の作出、食品成分の機能、安全性の評価手法の開発

・「食品開発と健康に関する研究会」の設置及び活動の発展  
～研究会の設置(H17.9.6)及び3分科会の  
設置(H18年度)

「健康」をキーワードにした食品開発について産学官の関係者が意見交換する研究会、分野ごとにより綿密な情報交換を行うため、分科会を設置。

#### 6 知的財産権の取得及び活用の促進

センター自らが、有用性の高い知的財産を創出するとともに、技術移転等により社会的活用を促進する。

(1) 特許権等の取得を意識した研究開発と企業の付加価値の向上に寄与する技術の開発に努める。

(2) 研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、特許の出願と確保に努める。

#### 7 製品化支援

企業における商品企画(デザイン、パッケージング等)の段階から市場競争力のある独自性の高い製品の開発を支援する。

また、機構等とも連携し、市場動向等を把握しながら製品化、事業化を支援する。

### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

#### 1 組織運営の改善

理事長が役職員と一体となった運営体制を構築して、意志決定の迅速化と業務の効率化を図る。

(1) 法人業務の責任者である理事長が役職員と一体となった運営体制を構築しつつ、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

理事長を補佐する常勤理事並びに先端技術及び産学官連携担当理事を配置し、研究課題の調整や連携を推進する。

各研究所長に権限を大幅に委譲し、センターの有する人的資源等を有効に活用する。

(2) 組織・体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企

<p>点投入を行うこと。</p> <p>さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。</p> <p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化 外部競争的資金確保や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。 なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。</p> <p>3 独自の業績評価システムの確立 評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。 また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張り職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。</p>	<p>業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。 活動の単位はグループとし、総括研究員、研究員を配置することとするが、グループを超えて研究課題等に取り組むことが必要なものについては、プロジェクトチームを設置する。 プロジェクトチームにリーダーに配置し、各研究所長と連携しながら、研究成果を速やかに発現できるよう取り組む。</p> <p>(3) 広報活動の充実 センターの利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。</p> <p>2 職員の意欲向上と能力開発 企業ニーズに対応できる試験研究体制の確保のため、優秀な人材の確保、職員の能力の向上と企業への適切な対応を推進する。 (1) 公正で透明性の高い公募・審査システムを確立することとし、ホームページへの登載や大学との連携、学会誌等により広く周知し、優秀な人材の確保に努める。 (2) 職員の技術、知識の一層の向上を図るため、「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定し、以下の項目などを重点として、職員の能力開発を計画的に推進する。 若手研究員の適切な指導システムの確立や外部機関との研究交流・共同研究の促進など人材育成を円滑に推進するための体制の整備 企業現場に対応した研究員の育成、企業との共同研究・開発に対応した研究者の育成などの育成方針</p> <p>3 関係機関との連携強化 企業支援に際しては、センターが有する資源だけでなく、鳥取大学、米子工業高等専門学校、鳥取環境大学などの研究機関や機構、財団法人ちゅうごく産業創造センターなどの支援機関との連携により、それぞれの機関が有する多種多様な人的資源等を有効に活用する。 これにより、技術と経営の両面のワンストップ化、研究開発、成果普及、企業交流等が推進され、産業の高付加価値化及び新産業創出が図られるものとなるよう、効果的かつ効率的に連携していく。</p> <p>4 評価委員会の評価に基づく運営等の見直し (1) 地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価結果に基づいて、業務運営への反映方針を明確化した上で、的確に反映させる。 評価委員会の評価に係る項目を最重要課題とし、その行動計画を作成して、早急に取り組む。 評価委員会の評価が、業務の全体について総合的な評定であることから、項目別のブレークダウンし、具体的な行動計画を策定する。 (2) 中期目標の確実な達成に向けた、業務遂行におけるPDCAサイクルを確立するとともに、確実に実践する。</p> <p>5 業績評価システムの構築と適切な実施</p>
---	---

### 財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の公的試験研究機関としての使命を果たせる経営基盤を確保するため、自己財源の積極的な確保や運営の効率化に基づく経費節減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業務評価等に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

#### 1 外部資金その他収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

#### 2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務( 臨時的経費及び職員人件費を除く。 )については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比 %程度の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定し、各研究員のミッションに基づいて定期的に個人の業績を様々な観点から評価し、その結果を具体的な処遇、人員配置に適切に反映し、成果へのモチベーションを高める。

### 6 企業アンケートの実施と結果等の反映

経済情勢の変化や新技術の動向等を踏まえて、毎年度企業アンケート等を実施し、その結果に基づいて、支援の方法や業務運営の点検、見直しを行う。

### 財務内容の改善に関する事項

#### 1 外部資金その他自己収入の確保

産学官との連携により、積極的に外部研究開発資金等の獲得に努めるほか、試験機器の開放や起業化支援を積極的に推進し、自主財源となる自己収入の確保に努める。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1 : 1とする。

#### 2 業務運営の効率化と経費の節減

( 1 ) 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。

第1期中間目標の期間中においては、施設管理業務の総合ビルメンテナンス法人への一括委託を検討する

( 2 ) センター利用者へのサービス向上を図りながら、恒常に業務の点検、改善、効率化を進め、運営経費を抑制する。

( 3 ) 運営費交付金を充当して行う事業( 人件費を除く。 )については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。

#### 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3 2 5 百万円

( 9 0 0 百万円 / 4 + 1 0 0 百万円 )

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## その他業務運営に関する事項

### 1 コンプライアンス体制の確立と徹底

#### (1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター役職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

#### (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について、管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

#### (3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が、安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

#### (4) 役職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

### 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

#### (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。

また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

#### (2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務の運営に伴う

### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援の充実強化並びに組織運営及び施設整備の改善に充当する。

### その他業務運営に関する重要事項

### 1 コンプライアンスの確保と推進体制の確立

#### (1) 法令の遵守について

センター役職員は、センターが特定地方独立行政法人として設置されることに認識し、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に公正性と中立性に配慮した行動に努めるとともに、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。

毎年度、会計事務に関する研修やセクシャルハラスメント対策に関する研修等について、鳥取県自治研修所と連携して取り組む。

#### (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底について

企業からの相談内容、研究等の依頼内容など企業の機密情報に接する機会が多いことから職務上知り得た秘密事項については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。

鳥取県情報公開条例等関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況について、ホームページなどを通じて情報公開する。

#### (3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が、安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター安全衛生委員会を設置し、職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。

労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、期間中に適正な整備を行うとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施する。

#### (4) 役職員の社会貢献意識の徹底

鳥取環境大学や地域に立地する企業との連携、地域の環境美化などに配慮するなど、地域と一体となった管理運営を目指す。

### 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

#### (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入や再生紙の利用など省エネルギーやリサイクルの促進に努める。

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

#### (2) 環境マネジメントの着実な実施について

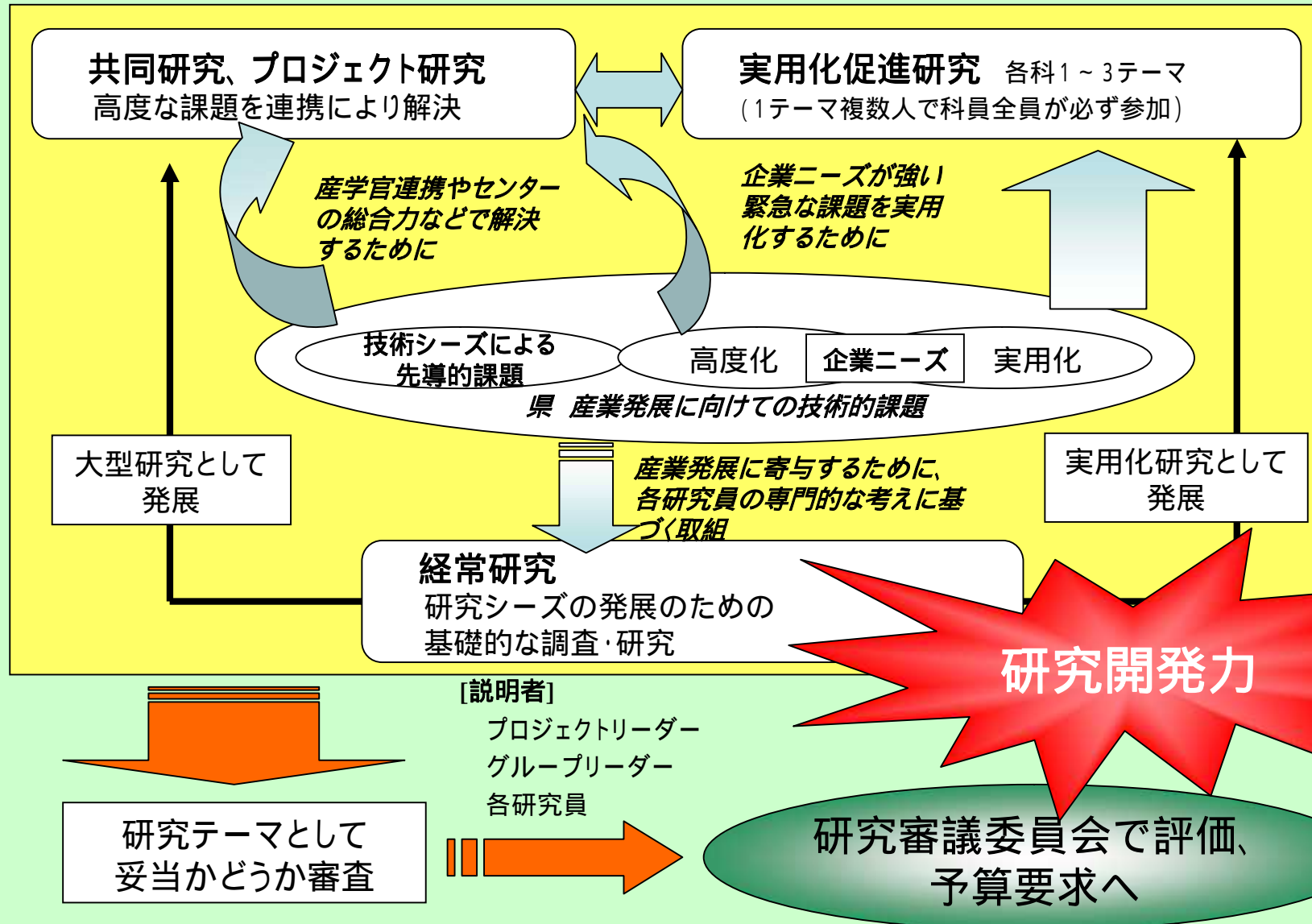
ISO14001の取得・継続など環境に配慮した運営



<p>環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。</p> <p><b>3 情報の共有化の徹底</b>  業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p>	<p>に努めるとともに、中期計画期間中に鳥取・米子・境港の全庁舎でISO14001の取得を行い、環境負荷の低減に向けたシステムを確立する。</p> <p><b>3 情報の共有化の徹底</b>  (1) 業務の運営に際しては、グループウェアなどを活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。  (2) 幹部会議等を定期的開催し、センターのミッションに係る役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努める。</p> <p><b>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 施設及び設備に関する計画</b>  業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設及び設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。</p> <p><b>2 人事に関する計画</b>  (1) 基本的な方針  企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人的資源配分を推進する。  (2) 人事に関する指標等  運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。  研究員の採用については、任期付職員の雇用形態の多様化を図る。  職員の人材育成やセンターの継続的な発展のため、国の研究機関、大学及び県等への研修を推進する。</p>
--	--

# 参考資料

# 鳥取県産業技術センターの研究開発体系



# 鳥取県内産業に役に立つ研究開発

## 重点研究開発分野として推進

集中化

競争的資金による研究

### 都市エリア産学官連携促進事業(文部科学省)

・染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発(H18~H19)

### 地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)

・MEMS技術を用いたモバイル用超小型2軸ジャイロセンサの開発(H18~H19)

### 産学連携製造中核人材育成事業(経済産業省)

・液晶ディスプレイ関連産業における中核的人材育成(H18~H19)

重点5分野

**新製造技術・ものづくり分野** (もの作りにより技術の高度化・高付加価値化)

**食品開発分野** (安全で豊かな食生活の確保など健康で安全な県民生活を実現する)

**ライフサイエンス分野** (少子高齢化社会において生活の豊さを実現)

**材料分野** (本県製造業の技術革新を先導)

**地域資源活用型分野** (鳥取県の持つ資源を活用した「鳥取らしさ」の促進)

外部の競争的資金を積極的に取得

# 自立度向上のための支援プログラム

支援機能強化

## 産技センター職員の日常活動

巡回活動

- 機器利用料パンフレットの配布
- 訪問目標を明示して実行
- 企業ごとに有意義な機器の紹介(各科)

広報活動

- ホームページの充実による広報活動
- 企業に機器関連情報としてPDF公開
- 機器利用へのすすめ

## 活動の準備

準備の機能向上

- 訪問企業のリストデータベースの整備
- 持って行く資料の作成
- 機械、分析機器データベースの充実

## 活動を支援する項目

臨時研究員の能力向上

- 操作機器の拡大研修
- 職員のメーカー機器研修への派遣
- 新設機器の紹介
- 相互研修による機器の使える職員増

機器の更新・新規導入

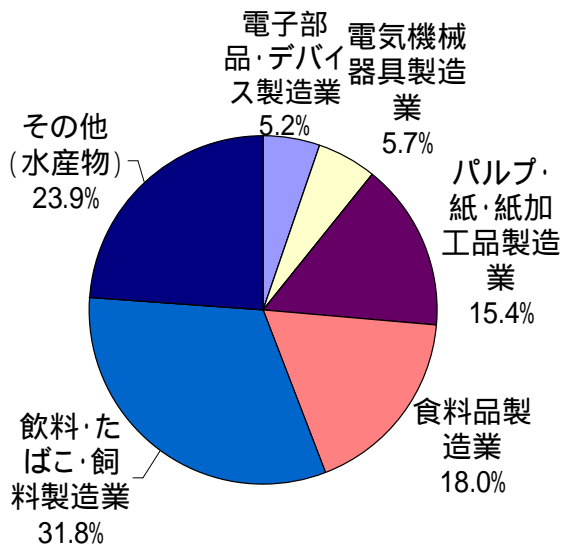
- 企業からの要望のある機器の整備
- 使用頻度の高い機器の配置
- 規格試験内容の整備

その他

- 企業からの受付方法の整備
- 収納手続きの簡素化
- 機器利用の促進と受入体制の整備
- 機器利用の前処理作業スペース確保

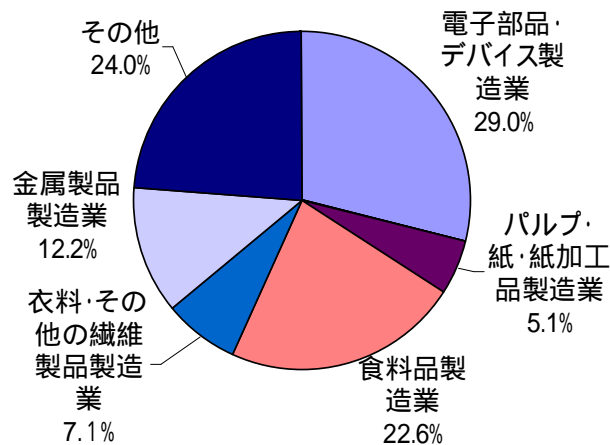
# 鳥取県の地区別産業集積の状況

平成17年(2005)  
 40,171 人  
 1,178 事業所  
 10,682 億円  
 (製造品出荷額合計)



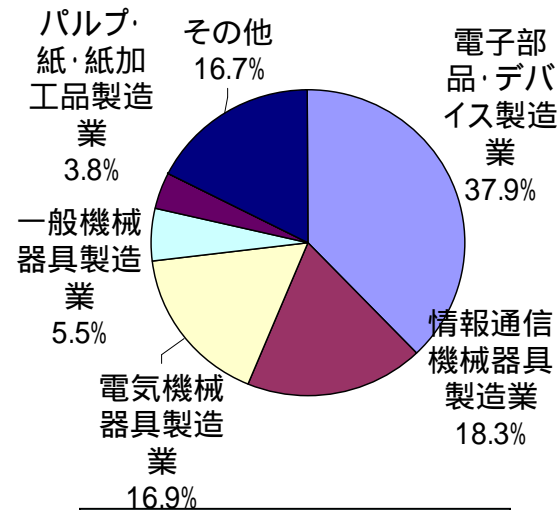
## 米子境港地区

13,337人  
 412事業所  
 3,955億円



## 倉吉地区

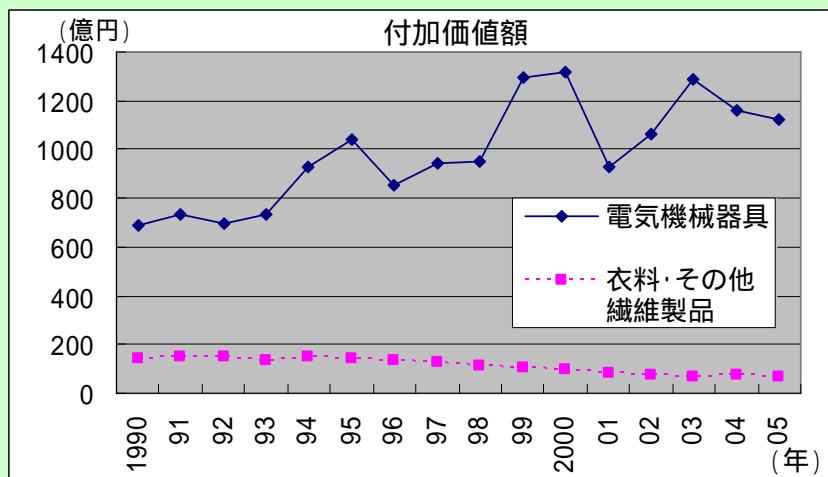
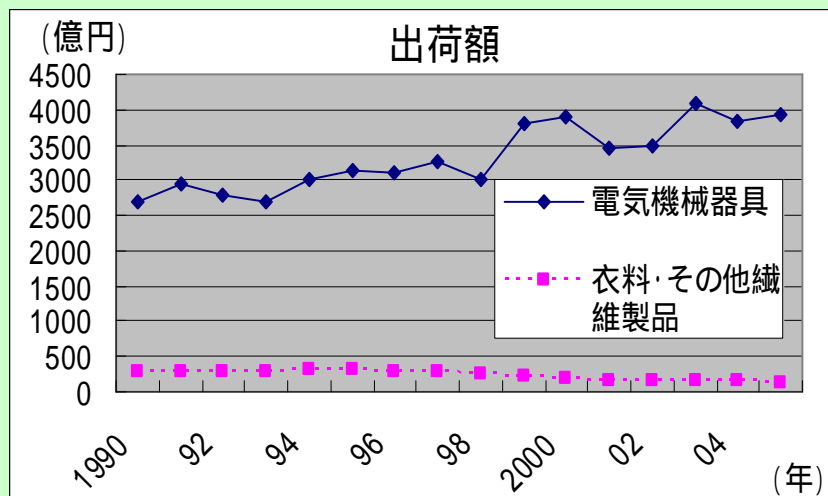
7,512人  
 233事業所  
 1,337億円



## 鳥取地区

19,322人  
 533事業所  
 5,385億円

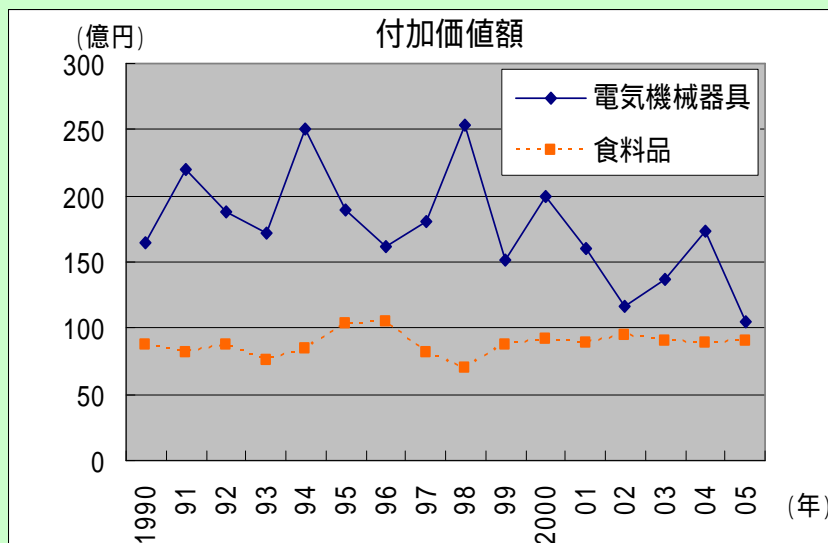
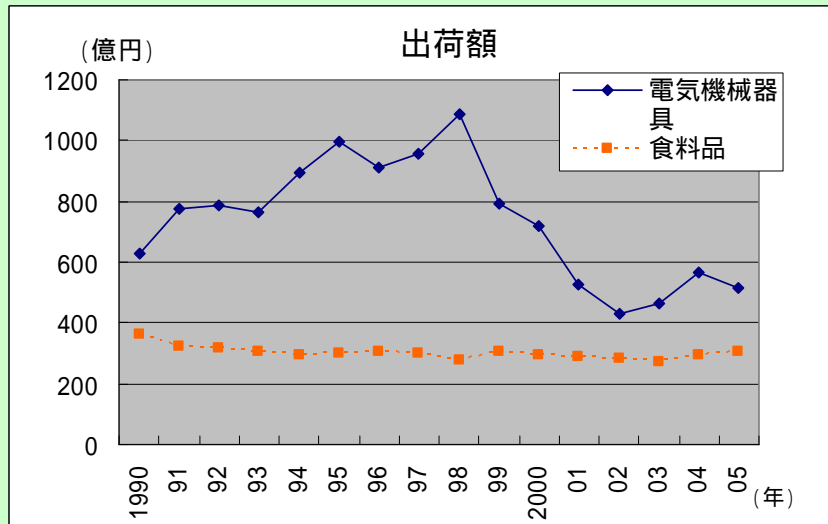
## 工業地区別出荷額・付加価値額の推移（鳥取地区）



### 鳥取地区

- ◆鳥取地区では、衣服・その他の繊維製品と電気機械器具、電子部品・デバイス、情報通信機器の集積がみられる。衣服・その他の繊維製品は、年々、出荷額、付加価値額が減少している。
- ◆電気機械、情報通信機器、電子部品・デバイスについては、複数の企業が立地しており、近年ではフラットディスプレイ応用製品を製造する企業が増え、協力工場が多数立地している。
- ◆鳥取地区への産業技術センターの支援は、成長産業分野への研究開発支援業務を中心に、紙・木材・繊維などの地域固有の技術を活用した研究開発体制の整備が必要である。

## 工業地区別出荷額・付加価値額の推移（倉吉地区）



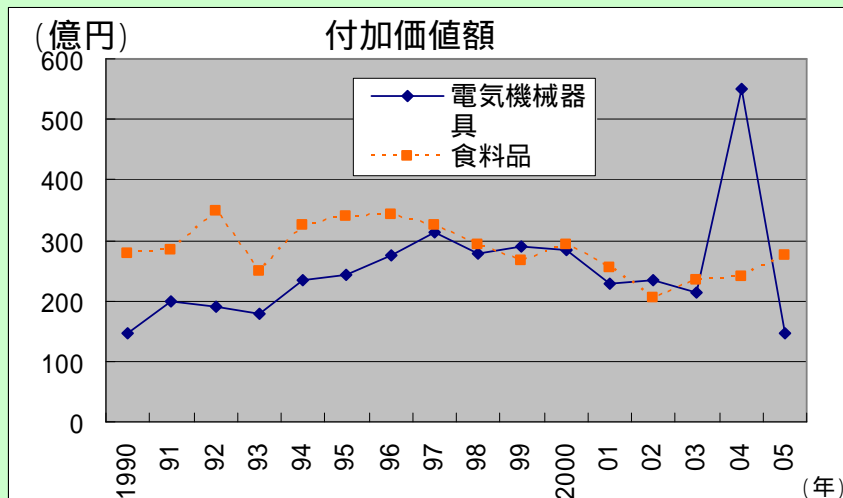
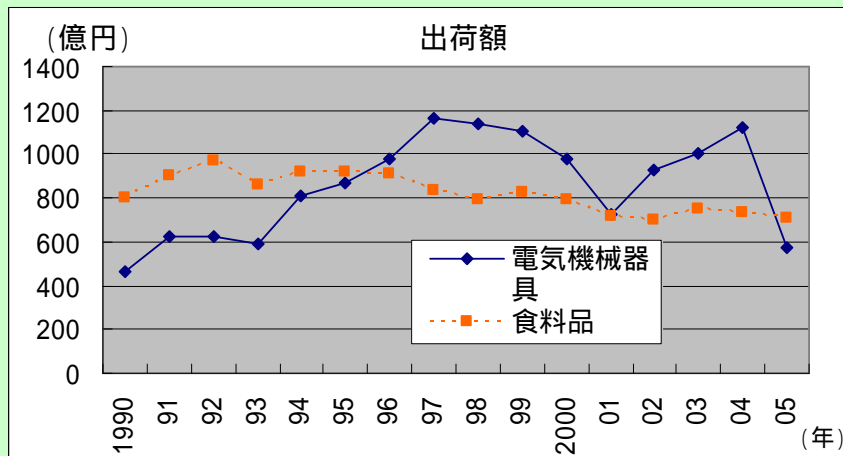
### 倉吉地区

倉吉地区では、食料品、電子部品・デバイスの集積がみられる。電子部品・デバイスを含む電気機械器具については、近年、出荷額、付加価値額が減少傾向にあるが、直近では上向いている。倉吉市内にはマイクロスイッチを製造する企業、コネクタを製造する企業が立地している。食料品の出荷額は、やや減少傾向にあるが、安定的に推移している。

倉吉地区への産業技術センターの支援は、きめ細かな企業への訪問体制の整備と、農林資源などの地域資源を活用した新しい商品の開発を支援できる体制の整備が必要である。また、多様な製品を支える高度部材産業の製造技術を確立する研究開発支援が必要である。



## 工業地区別出荷額・付加価値額の推移（米子境港地区）

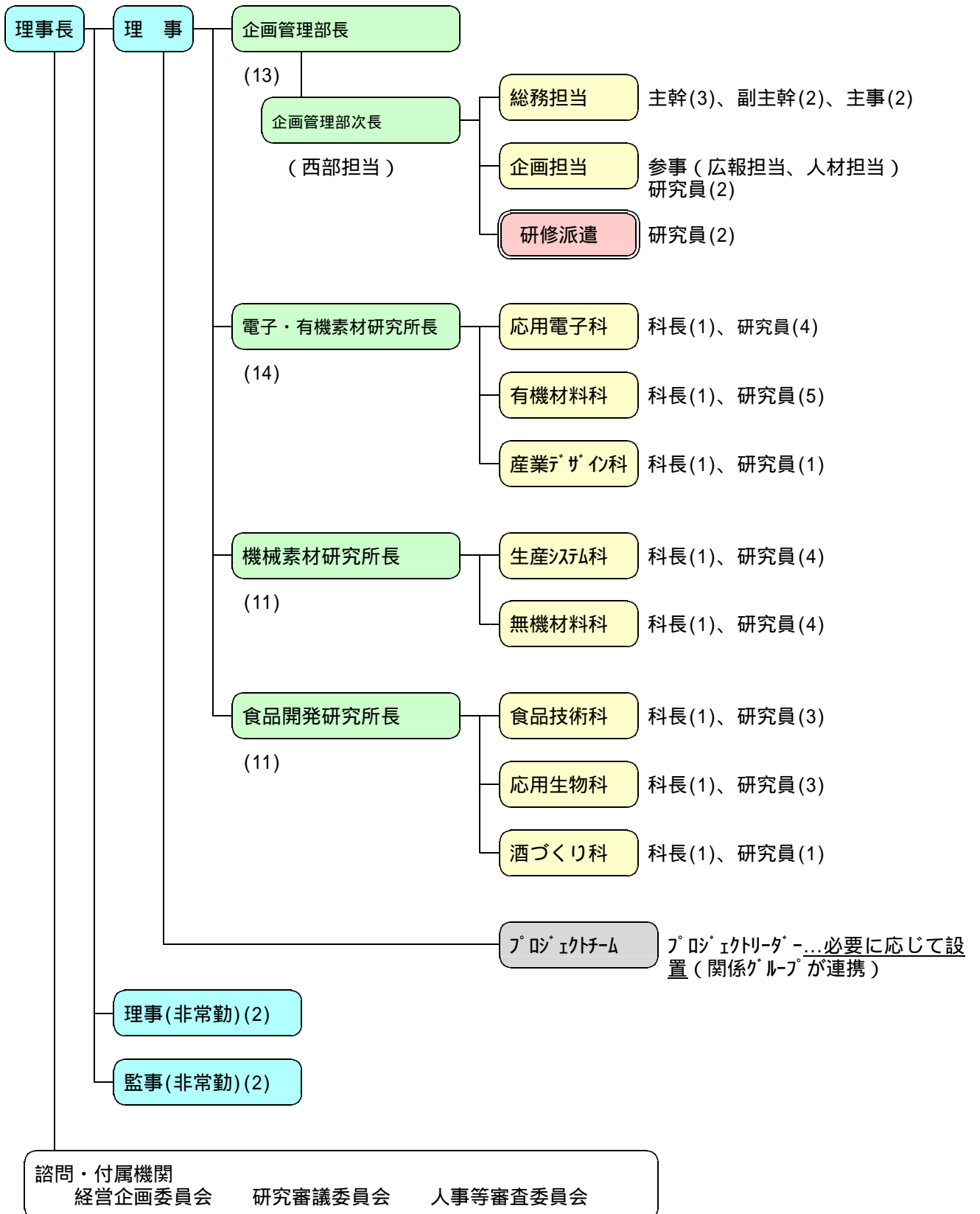


### 米子(境港)地区

米子地区では、食料品、電子部品・デバイスの集積がみられる。1990年代半ばまでは、食料品の出荷額、付加価値額が電子部品・デバイスを含む電気機械器具を上回っていたが、その後、電気機械関連の出荷額、付加価値額が徐々に増加し、近年では出荷額では電気機械関連が食料品を上回り、付加価値額でもほぼ同水準となっている。

米子地区への産業技術センターの支援は、水産資源などの地域資源を活用した新しい商品の開発を支援できる体制の整備が必要である。また、多様な製品を支える高度部材産業の製造技術を確立する研究開発支援が必要である。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織体制（案）



資料 3

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが設定する料金の上限（案）

	鳥取県産業技術センター		〔参考〕中国各県（工業系公設試）の状況			
	現行	独法後（案）	島根県	岡山県	広島県	山口県
依頼試験 手数料	52,440円/単位  *栄養 8 成分 分析	52,400円/単位 (県外 2 倍金額)  *同左	106,190円/単位 (県外 2 倍金額)  *木材熱貫流 試験	59,120円/単位 (県外 2 倍金額)  *平面デザイン	35,220円/単位	31,630円/単位  *電子線マイクロ 分析 -面分 析
機器使用料	3,690円/時間  * X 線回析装置	3,700円/時間 (県外 2 倍金額)  *同左	9,280円/時間 (県外 2 倍金額)	55,220円/単位 (県外 2 倍金額)	23,670円/回 *加熱炉  16,860円/時間 *工作・溶接	8,680円/時間 *電子線マイクロ 分析  30,610円/日 *人口気象装 置
開放施設 利用料	2,780円/時間	2,780円/時間	-	-	-	1,780円/時間 (県外1.5倍金 額、時間換算 による。)
起業化支援 室貸付料	1,330円/m <sup>2</sup> ・月	1,330円/m <sup>2</sup> ・月	-	-	-	-
職員派遣 支援料	-	5,000円/日	-	-	旅費及び機器 等運搬実費相 当	-
人材育成 研修料	23,000円/人	23,000円/人	-	-	-	-

〔その他、法人化後に徴収する料金〕

- |     |  |
|-----|--|
| 1   | 情報公開手数料<br>鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第 8 号）別表に定める額   |
| 2   | その他の財産使用料  |
| (1) | 土地使用料            1,090円 m <sup>2</sup> /月<br>鳥取県行政財産使用条例別表の 1 に定める金額<br>(ただし、駐車料金にあっては消費税額を加算) |
| (2) | 建物使用料金        1,330円 m <sup>2</sup> /月   |

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書（案）

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援（第 3 条 - 第 6 条）
- 第 3 章 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用（第 7 条）
- 第 4 章 試験機器等の設備及び施設の提供（第 8 条）
- 第 5 章 附帯業務（第 9 条）
- 第 6 章 業務の委託（第 10 条・第 11 条）
- 第 7 章 競争入札その他契約に関する事項（第 12 条）
- 第 8 章 その他（第 13 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 18 年鳥取県規則第 89 号）第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### （業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

### 第 2 章 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援

#### （技術相談）

第 3 条 法人は、産業技術の向上のため、企業等からの技術に関する相談への対応業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

#### （依頼試験）

第 4 条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(研究)

第5条 法人は、産業技術に関する研究を行うものとする。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、法人以外の者の依頼に応じて産業技術に関する研究を受託し、又は法人以外の者と共同して研究を行うことができる。

4 法人は、前項の業務を行おうとするときは、その相手方と契約を締結するものとし、当該契約においては、次の事項について定めるものとする。

(1) 課題の名称及びその内容

(2) 実施期間

(3) 委託料、又は業務及び経費の分担

(4) 知的財産権の取扱い

(5) その他必要な事項

(起業化等支援)

第6条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化、起業化等を目指す法人以外の者に対して、産業技術に関する必要な支援を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

### 第3章 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用

(試験研究成果の普及及び活用)

第7条 法人は、産業技術に係る試験研究成果の普及及び活用の促進を行うものとする。

2 前項の業務は、次の方法により実施するものとする。

(1) 発表会又は講習会等を開催すること。

(2) 報告書等を作成しこれを頒布すること。

(3) 各種広報媒体を通して発信すること。

(4) その他適当と認められる方法

### 第4章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第8条 法人は、依頼に応じて法人の業務運営に支障のない範囲において、試験機器等の設備及び施設を法人以外の者に貸し出すことができる。

2 法人は、前項の規定に基づき試験機器等の設備及び施設を貸出す場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

### 第5章 附帯業務

(附帯業務)

第9条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施するものとする。

### 第6章 業務の委託

(業務の委託)

第10条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託す

ることができる。

(委託契約)

第11条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称及び内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料
- (4) 支払方法
- (5) 契約の変更及び解除の条件
- (6) 業務完了の認定方法
- (7) その他必要な事項

#### 第7章 競争入札その他契約に関する事項

第12条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

#### 第8章 その他

第13条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

#### 附 則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 役員報酬基準（案）

資料5-1

## 基本的考え方

有能な人材確保に向け、業務の困難性や同等な職務に対する社会一般での対価設定等を勘案。法人業績評価と個人評価を役員給与及び退職手当に反映。

## 役員給与

### 常勤役員(理事長、理事(常勤))

#### (1) 給与の区分

$$[\text{役員給与}] = \text{報酬} + \text{通勤手当}$$

$$[\text{報酬支給額}] = \text{基本年俸額} + \text{業績給(業績評価を反映させたもの)}$$

#### (2) 給与の額

業績給は評価委員会による法人業績評価結果、個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)及び経歴等を反映。

## 報酬

		理事長	理事(常勤)
支給基準として対象とした職		県出納長 (13,032千円/年)	県次長(本庁) (約9,700千円程度/年)
支給額			
基本年俸額		9,162,360円	6,903,360円
業績給 (= 月例支給額 × 経歴係数( ) × 評価係数(0.8 × + 0.2 × ))			
支給幅	経歴係数が高い者	6,680,888円 ~ 1,908,825円	4,429,656円 ~ 1,265,616円
	経歴係数が低い者	4,543,004円 ~ 1,298,001円	3,106,512円 ~ 1,035,504円
報酬総額 (= 基本年俸額 + 業績給)			
支給幅	経歴係数が高い者	15,843,248円 ~ 11,071,185円	11,333,016円 ~ 8,168,976円
	経歴係数が低い者	13,705,364円 ~ 10,460,361円	10,527,624円 ~ 7,938,864円

- 1 実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。
- 2 以下凡例。

月例支給額：基本年俸額を12月で割り戻した額  
 ： 役員の経歴等により知事(又は理事長)が別に定める係数  
 ： センター業績評価係数( 評価委員会の評価)  
 ： 役員勤務成績評価係数( 知事又は理事長の評価)

## 通勤手当

県一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

## 役員給与

### 非常勤役員(理事(非常勤、監事))

#### (1) 給与の区分

[役員給与] = 報酬(月額制)

#### (2) 給与(報酬)の額

	理事(非常勤)	監事
支給基準として設定した職	県執行機関委員 (月額167,000円)	県執行機関委員 (月額167,000円)
支給額	167,000円/月	27,800円/日

実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。

## 退職手当

退職手当支給額は、県退職手当条例の規定に基づく算定額に、評価委員会による法人業績評価結果及び個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)を反映(±10%)。非常勤役員には支給しない。

地方独立行政法人法の規定に基づく解任の際、退職手当を支給しない。

	理事長	理事(常勤)
支給基準	県退職手当条例(第5条適用)を準用して支給。	
支給額 (= 退職手当基本額 × 評価係数(0.8 × + 0.2 × ))		
退職手当基本額	6,981,180円	5,652,480円
支給幅(評価結果を反映後)	7,679,298円 ~ 6,283,062円	6,217,728円 ~ 5,087,232円

- 1 上記の支給額は一任期(4年間)で退職する場合の支給額。
- 2 以下凡例。

退職手当基本額 : 県退職手当条例(第5条適用)に基づき算定した額

: センター業績評価係数( 評価委員会の評価)

: 役員勤務成績評価係数( 知事又は理事長の評価)

### 参考(役員報酬決定までの流れ(地方独立行政法人法48条・49条))

地方独立行政法人

役員報酬の基準を定め、  
知事に届け出

知事

役員報酬の基準を評価  
委員会に通知

評価委員会

社会一般の情勢に適合した  
ものであるかどうか、知事に  
意見を申出ることができる。



## [参考]他独立行政法人の理事長報酬支給例

### [参考1]他地方独立行政法人(工業系試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
岩手県工業技術センター	11,1800千円程度	なし
東京都立産業技術研究センター	17,900千円程度 ~12,400千円程度	年俸を10%増減

### [参考2]国の独立行政法人(試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
産業技術総合研究所	26,600千円程度 ~21,800千円程度	業績給を支給
製品評価技術基盤機構	19,900千円程度 ~18,000千円程度	業績給を支給
経済産業研究所	23,300千円程度 ~19,500千円程度	業績給を支給
国際農林水産業研究センター	17,500千円程度 ~14,400千円程度	年俸、期末手当を10%増減
農業・食品産業技術総合研究機構	20,300千円程度 ~16,600千円程度	年俸、期末手当を10%増減

上記は各法人HP掲載の報酬支給規程より確認したものであり、概ねの額。

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 役員報酬基準（案）

資料5-1

## 基本的考え方

有能な人材確保に向け、業務の困難性や同等な職務に対する社会一般での対価設定等を勘案。法人業績評価と個人評価を役員給与及び退職手当に反映。

## 役員給与（常勤）

### 常勤役員（理事長、理事（常勤））

#### (1) 給与の区分

$$[役員給与] = \text{報酬} + \text{通勤手当}$$

$$[報酬支給額] = \text{基本年俸額} + \text{業績給（業績評価を反映させたもの）}$$

#### (2) 給与の額

業績給は評価委員会による法人業績評価結果、個人評価（理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価）及び経歴等を反映。

## 報酬

		理事長	理事（常勤）
支給基準として対象とした職		県出納長 (13,032千円 / 年)	県次長(本庁) (約9,700千円程度 / 年)
支給額			
基本年俸額		9,162,360円	6,903,360円
業績給 (= 月例支給額 × 経歴係数( ) × 評価係数(0.8 × + 0.2 × ))			
支給幅	経歴係数が高い者	6,680,888円 ~ 1,908,825円	4,429,656円 ~ 1,265,616円
	経歴係数が低い者	4,543,004円 ~ 1,298,001円	3,106,512円 ~ 1,035,504円
報酬総額 (= 基本年俸額 + 業績給)			
支給幅	経歴係数が高い者	15,843,248円 ~ 11,071,185円	11,333,016円 ~ 8,168,976円
	経歴係数が低い者	13,705,364円 ~ 10,460,361円	10,527,624円 ~ 7,938,864円

- 1 実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。
- 2 以下凡例。

月例支給額：基本年俸額を12月で割り戻した額  
 ： 役員の経歴等により知事(又は理事長)が別に定める係数  
 ： センター業績評価係数( 評価委員会の評価で10段階評価)  
 ： 役員勤務成績評価係数( 知事又は理事長の評価で5段階評価)

## 通勤手当

県一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

## 役員給与(非常勤)

### 非常勤役員(理事(非常勤、監事))

#### (1) 給与の区分

[役員給与] = 報酬(月額制)

#### (2) 給与(報酬)の額

	理事(非常勤)	監事
支給基準として設定した職	県執行機関委員 (月額167,000円)	県執行機関委員 (月額167,000円)
支給額	167,000円/月	30,000円/日

実際の支給額は、県の給与カット率を準用して算定する支給額。

## 退職手当

退職手当支給額は、県退職手当条例の規定に基づく算定額に、評価委員会による法人業績評価結果及び個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)を反映(±10%)。非常勤役員には支給しない。  
地方独立行政法人法の規定に基づく解任の際、退職手当を支給しない。

	理事長	理事(常勤)
支給基準	県退職手当条例(第5条適用)を準用して支給。	
支給額 (= 退職手当基本額 × 評価係数(0.8 × + 0.2 × ))		
退職手当基本額	6,981,180円	5,652,480円
支給幅(評価結果を反映後)	7,679,298円 ~ 6,283,062円	6,217,728円 ~ 5,087,232円

1 上記の支給額は一任期(4年間)で退職する場合の支給額。

2 以下凡例。

退職手当基本額 : 県退職手当条例(第5条適用)に基づき算定した額  
 : センター業績評価係数( 評価委員会の評価で10段階評価)  
 : 役員勤務成績評価係数( 知事又は理事長の評価で5段階評価)

## [参考1・2] 他独立行政法人の理事長報酬支給例等

### 【参考1】他地方独立行政法人(工業系試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映	職員数
岩手県工業技術センター	11,800千円程度	なし	64人
東京都立産業技術研究センター	17,900千円程度 ～12,400千円程度	年俸を10%増減	293人

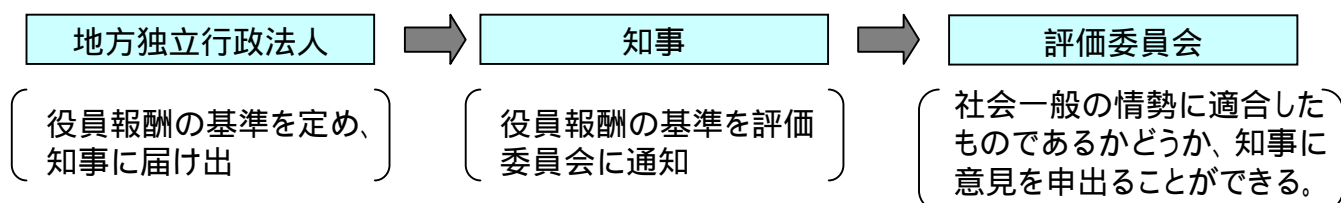
### 【参考2】国の独立行政法人(試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映	職員数
産業技術総合研究所	26,600千円程度 ～21,800千円程度	業績給を支給	3,175人
製品評価技術基盤機構	19,900千円程度 ～18,000千円程度	業績給を支給	434人
経済産業研究所	23,300千円程度 ～19,500千円程度	業績給を支給	57人
国際農林水産業研究センター	17,500千円程度 ～14,400千円程度	年俸、期末手当を 10%増減	158人
農業・食品産業技術総合研究 機構	20,300千円程度 ～16,600千円程度	年俸、期末手当を 10%増減	3,145人

上記は各法人HP掲載の報酬支給規程より確認したものであり、概ねの数値。

## [参考3] 役員報酬決定までの流れ

参考3〔役員報酬決定までの流れ(地方独立行政法人法48条・49条)〕



### 地方独立行政法人法(抄)

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下、「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

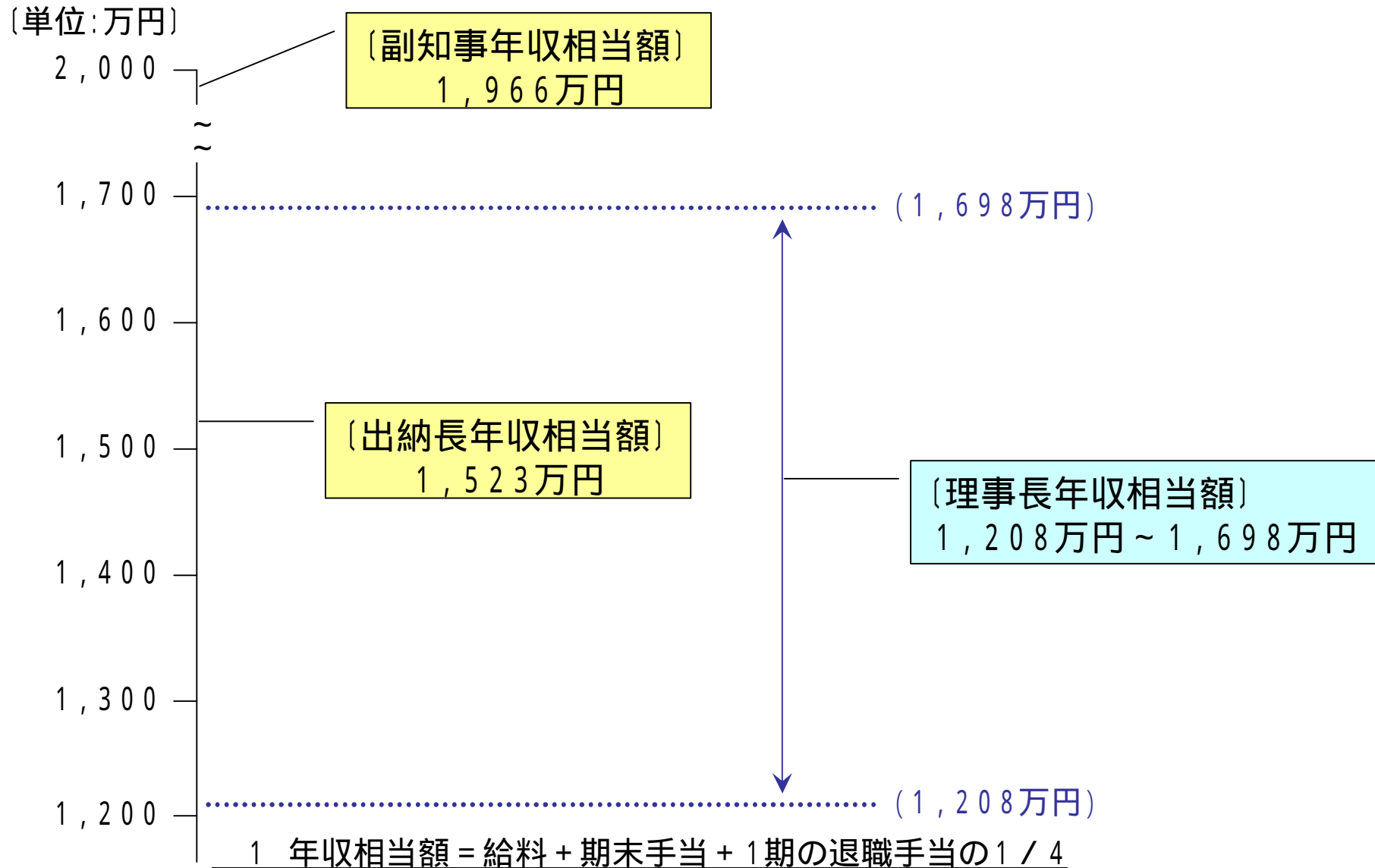
3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業者役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

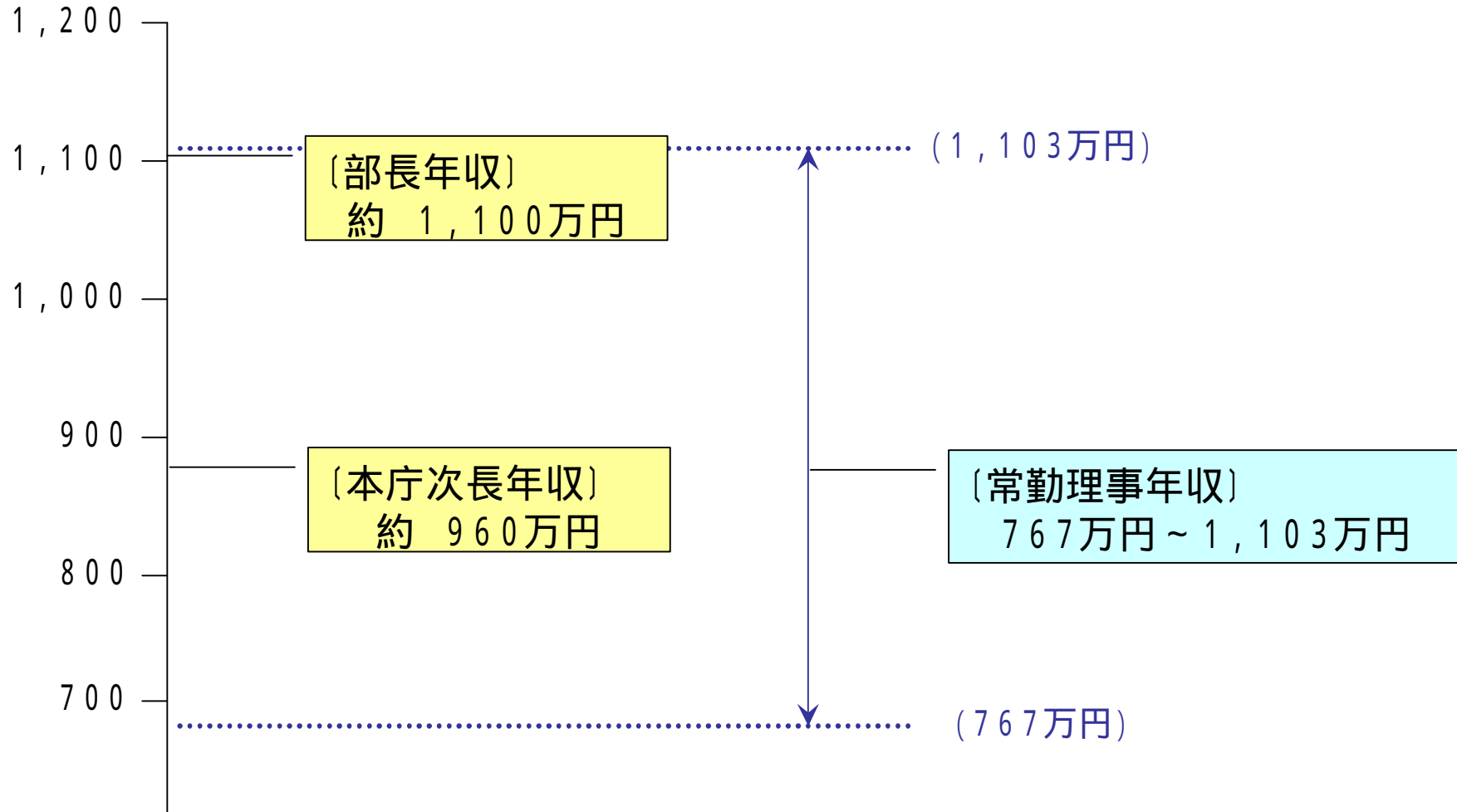
# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長報酬(特別職報酬見直し後)



2 副知事及び出納長年収額は5%カット後で算定しており、手当額は含まない。

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター常勤理事報酬

[単位:万円]



- 1 部長及び本庁次長年収額は4%カット後で算定しており、手当額は含まない。
- 2 常勤理事には、部長等に支給される住居手当等各種手当は支給されない。

## 常勤理事報酬表(評価区分毎)

(単位:円)

【経歴係数 = 2.2 (試験研究の業務運営に関し優れた実績を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	11,333,016	11,269,735	11,206,454	10,953,331	10,700,208
9評価	11,231,767	11,168,486	11,105,205	10,852,082	10,598,959
8評価	11,130,517	11,067,237	11,003,956	10,750,833	10,497,709
7評価	11,029,268	10,965,987	10,902,707	10,649,583	10,396,460
6評価	10,928,019	10,864,738	10,801,457	10,548,334	10,295,211
5評価	10,826,770	10,763,489	10,700,208	10,447,085	10,193,962
4評価	10,320,523	10,257,242	10,193,962	9,940,838	9,687,715
3評価	9,814,277	9,750,996	9,687,715	9,434,592	9,181,469
2評価	9,308,030	9,244,750	9,181,469	8,928,346	8,675,222
1評価	8,801,784	8,738,503	8,675,222	8,422,099	8,168,976

【経歴係数 = 2.0 (試験研究機関の業務運営に関し実績を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	10,930,320	10,872,792	10,815,264	10,585,152	10,355,040
9評価	10,838,275	10,780,747	10,723,219	10,493,107	10,262,995
8評価	10,746,230	10,688,702	10,631,174	10,401,062	10,170,950
7評価	10,654,186	10,596,658	10,539,130	10,309,018	10,078,906
6評価	10,562,141	10,504,613	10,447,085	10,216,973	9,986,861
5評価	10,470,096	10,412,568	10,355,040	10,124,928	9,894,816
4評価	10,009,872	9,952,344	9,894,816	9,664,704	9,434,592
3評価	9,549,648	9,492,120	9,434,592	9,204,480	8,974,368
2評価	9,089,424	9,031,896	8,974,368	8,744,256	8,514,144
1評価	8,629,200	8,571,672	8,514,144	8,284,032	8,053,920

【経歴係数 = 1.8 (試験研究機関の運営に関し一定の経験を有する、  
又は実績を挙げることが期待される)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	10,527,624	10,475,849	10,424,074	10,216,973	10,009,872
9評価	10,444,784	10,393,008	10,341,233	10,134,132	9,927,032
8評価	10,361,943	10,310,168	10,258,393	10,051,292	9,844,191
7評価	10,279,103	10,227,328	10,175,553	9,968,452	9,761,351
6評価	10,196,263	10,144,488	10,092,712	9,885,612	9,678,511
5評価	10,113,422	10,061,647	10,009,872	9,802,771	9,595,670
4評価	9,699,221	9,647,446	9,595,670	9,388,570	9,181,469
3評価	9,285,019	9,233,244	9,181,469	8,974,368	8,767,267
2評価	8,870,818	8,819,042	8,767,267	8,560,166	8,353,066
1評価	8,456,616	8,404,841	8,353,066	8,145,965	7,938,864



## 理事長退職手当算定表(評価区分毎)

(単位:円)

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	7,679,298	7,609,486	7,539,674	7,469,863	7,400,051
9評価	7,567,599	7,497,787	7,427,976	7,358,164	7,288,352
8評価	7,455,900	7,386,088	7,316,277	7,246,465	7,176,653
7評価	7,344,201	7,274,390	7,204,578	7,134,766	7,064,954
6評価	7,232,502	7,162,691	7,092,879	7,023,067	6,953,255
5評価	7,120,804	7,050,992	6,981,180	6,911,368	6,841,556
4評価	6,981,180	6,911,368	6,841,556	6,771,745	6,701,933
3評価	6,841,556	6,771,745	6,701,933	6,632,121	6,562,309
2評価	6,701,933	6,632,121	6,562,309	6,492,497	6,422,686
1評価	6,562,309	6,492,497	6,422,686	6,352,874	6,283,062

## 常勤理事退職手当算定表(評価区分毎)

(単位:円)

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	6,217,728	6,161,203	6,104,678	6,048,154	5,991,629
9評価	6,127,288	6,070,764	6,014,239	5,957,714	5,901,189
8評価	6,036,849	5,980,324	5,923,799	5,867,274	5,810,749
7評価	5,946,409	5,889,884	5,833,359	5,776,835	5,720,310
6評価	5,855,969	5,799,444	5,742,920	5,686,395	5,629,870
5評価	5,765,530	5,709,005	5,652,480	5,595,955	5,539,430
4評価	5,652,480	5,595,955	5,539,430	5,482,906	5,426,381
3評価	5,539,430	5,482,906	5,426,381	5,369,856	5,313,331
2評価	5,426,381	5,369,856	5,313,331	5,256,806	5,200,282
1評価	5,313,331	5,256,806	5,200,282	5,143,757	5,087,232

## 資料5-2

## 理事長報酬表(評価区分毎)

〔単位:円〕

【経歴係数 = 2.5 (試験研究機関の運営に関し特に優れた実績を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	15,843,248	15,747,806	15,652,365	15,270,600	14,888,835
9評価	15,690,542	15,595,100	15,499,659	15,117,894	14,736,129
8評価	15,537,836	15,442,394	15,346,953	14,965,188	14,583,423
7評価	15,385,130	15,289,688	15,194,247	14,812,482	14,430,717
6評価	15,232,424	15,136,982	15,041,541	14,659,776	14,278,011
5評価	15,079,718	14,984,276	14,888,835	14,507,070	14,125,305
4評価	14,316,188	14,220,746	14,125,305	13,743,540	13,361,775
3評価	13,552,658	13,457,216	13,361,775	12,980,010	12,598,245
2評価	12,789,128	12,693,686	12,598,245	12,216,480	11,834,715
1評価	12,025,598	11,930,156	11,834,715	11,452,950	11,071,185

【経歴係数 = 2.3 (試験研究機関の運営に関し優れた実績を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	15,308,777	15,220,971	15,133,165	14,781,941	14,430,717
9評価	15,168,287	15,080,481	14,992,675	14,641,451	14,290,227
8評価	15,027,797	14,939,992	14,852,186	14,500,962	14,149,738
7評価	14,887,308	14,799,502	14,711,696	14,360,472	14,009,248
6評価	14,746,818	14,659,012	14,571,207	14,219,983	13,868,759
5評価	14,606,329	14,518,523	14,430,717	14,079,493	13,728,269
4評価	13,903,881	13,816,075	13,728,269	13,377,046	13,025,822
3評価	13,201,434	13,113,628	13,025,822	12,674,598	12,323,374
2評価	12,498,986	12,411,180	12,323,374	11,972,150	11,620,927
1評価	11,796,539	11,708,733	11,620,927	11,269,703	10,918,479

【経歴係数 = 2.1 (試験研究機関の運営に関し実績を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	14,774,306	14,694,135	14,613,964	14,293,282	13,972,599
9評価	14,646,032	14,565,862	14,485,691	14,165,009	13,844,326
8評価	14,517,759	14,437,589	14,357,418	14,036,736	13,716,053
7評価	14,389,486	14,309,316	14,229,145	13,908,462	13,587,780
6評価	14,261,213	14,181,043	14,100,872	13,780,189	13,459,507
5評価	14,132,940	14,052,770	13,972,599	13,651,916	13,331,234
4評価	13,491,575	13,411,404	13,331,234	13,010,551	12,689,869
3評価	12,850,210	12,770,039	12,689,869	12,369,186	12,048,503
2評価	12,208,845	12,128,674	12,048,503	11,727,821	11,407,138
1評価	11,567,480	11,487,309	11,407,138	11,086,456	10,765,773

【経歴係数 = 1.9 (試験研究機関の運営に関し一定の経験を有する)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	14,239,835	14,167,299	14,094,764	13,804,622	13,514,481
9評価	14,123,778	14,051,243	13,978,707	13,688,566	13,398,424
8評価	14,007,721	13,935,186	13,862,651	13,572,509	13,282,368
7評価	13,891,665	13,819,129	13,746,594	13,456,453	13,166,311
6評価	13,775,608	13,703,073	13,630,538	13,340,396	13,050,255
5評価	13,659,552	13,587,016	13,514,481	13,224,340	12,934,198
4評価	13,079,269	13,006,734	12,934,198	12,644,057	12,353,915
3評価	12,498,986	12,426,451	12,353,915	12,063,774	11,773,633
2評価	11,918,703	11,846,168	11,773,633	11,483,491	11,193,350
1評価	11,338,421	11,265,885	11,193,350	10,903,208	10,613,067

【経歴係数 = 1.7 (試験研究機関の運営に関し実績を挙げることが期待される)の場合】

勤務評価 業績評価	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
10評価	13,705,364	13,640,463	13,575,563	13,315,963	13,056,363
9評価	13,601,523	13,536,623	13,471,723	13,212,123	12,952,523
8評価	13,497,683	13,432,783	13,367,883	13,108,283	12,848,683
7評価	13,393,843	13,328,943	13,264,043	13,004,443	12,744,843
6評価	13,290,003	13,225,103	13,160,203	12,900,603	12,641,003
5評価	13,186,163	13,121,263	13,056,363	12,796,763	12,537,163
4評価	12,666,963	12,602,063	12,537,163	12,277,562	12,017,962
3評価	12,147,762	12,082,862	12,017,962	11,758,362	11,498,762
2評価	11,628,562	11,563,662	11,498,762	11,239,162	10,979,561
1評価	11,109,362	11,044,461	10,979,561	10,719,961	10,460,361

## 中期目標策定に当たっての基本的考え方

県内製造業が、環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化した産業技術センター(以下「センター」という。)の技術支援が求められる。  
センターの地方独立行政法人化は行財政改革とは目的を異にするものであり、技術支援機能を強化し、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的。理事長の強力なリーダーシップの下、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待。

## センターへのミッション

県内製造業及び関連産業における

- ・「付加価値額(営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの)」
  - ・「付加価値率(県内生産額に占める付加価値額の割合)」
- の向上のための技術支援。(付加価値は「企業利益」増大の源泉となる「人」と「技術」の両輪から創出)

## 中期目標の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)

## 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて、特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、経営資源投入のバランスを判断していくこと。

企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」の利便性を向上させること。  
( 機器設備の計画的整備と開放、現地指導実施、検査メニュー充実、サービス提供時間の拡大 等)  
職員の技術力向上、必要な研究員の採用等による企業からの技術相談への対応力を強化すること。  
( 個々の職員が技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。 )  
「研究開発」の実施に当たっては、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進するとともに、職員の技術レベル向上の必要性等も勘案し、新事業創出を目指したシーズ開発等の将来の実用化に向けた基盤的な研究開発にも可能な限り多様な研究テーマを設定した上で取り組むこと。  
起業化に向けた技術・施設面での支援の実施により、雇用創出を促進すること。  
( インキュベーション施設の積極的活用 等)

### 2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。  
( 国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ、企業ニーズに応じて現地研修を行うなど、提供サービスを拡充すること。 )

### 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」：液晶関連企業を中心とした戦略  
「健・食・知スマート・コリドール構想」：健康・食品・研究に関わる戦略

#### 4 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めること。

( 知的財産マネジメントサイクルの確立)

#### 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。

一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

### 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

( 企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門人材の確保や組織運営の見直し、公設試験研究機関や民間企業等への研修派遣による職員育成等の資金や人材の重点投入 等)

#### 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能の向上とともに、産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

#### 3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。

( 理事長報酬については知事評価を併せて反映。)

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

### 財務内容の改善に関する事項

#### 1 外部資金その他収入の確保

競争的資金等の外部資金の獲得とともに、試験機器の開放や知的財産権の実施許諾等により、運営費交付金以外の収入確保に努めること。なお、知的財産権に係る使用料収入の職員への配分額については、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

#### 2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

( 業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。)

県から交付される「運営費交付金」の算定ルール:

センターの業績達成に向けたインセンティブ向上を目的として、業績評価に基づき一定額を増減させるルール設定とする。

### その他業務運営に関する重要事項

#### 1 コンプライアンス体制の確立と徹底

- ・法令遵守
- ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底
- ・社会貢献意識の徹底 等

#### 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

- ・省エネルギー及びリサイクルの促進
- ・環境マネジメント(ISO14001)の着実な実施

#### 3 情報の共有化の徹底

事業実施に当たっては、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民に対する説明責任」を果たすこと。

[3月9日に鳥取県議会で可決されたもの]

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 中期目標

### 基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。

これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。

そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。

そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における

「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」

「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」

の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。

### 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。

### 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たったの技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用

した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。

#### (1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

##### 〔機器設備の整備について〕

- ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。
- ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

#### (2) 研究開発

共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

### (3) 起業化を目指す事業者等への支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

## 2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。

## 3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。

### 〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕

「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略）

高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。

なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。

「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略）

豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。

また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。

## 4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。



また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。

#### 5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。

また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

### 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

#### 1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。

さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。

#### 2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。

#### 3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。

また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張っ

た職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

### 財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

#### 1 外部資金その他収入の確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。

#### 2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

### その他業務運営に関する重要事項

#### 1 コンプライアンス体制の確立と徹底

##### (1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

##### (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

と。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

### (3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

### (4) 職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

## 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

### (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

### (2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。

## 3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

## 第二回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会意見への対応（案）

## 「基本的な考え方」

委員	中期目標（案）への主な意見	対応状況
中村委員	本庁化という言葉がわかりにくい。	中期目標中の記載内容を修正。
	付加価値額及び付加価値率の対象産業に農林水産業は入るのか。数値に対するセンター活動の効果はわずかと思うが、数値目標にするにはあいまいではないか。	業績評価基準作成の際、センター活動の成果(付加価値向上)に限定した評価ができるよう、対象業種と支援内容・成果を整理。また、具体的な対象業種等については中期計画で規定。(A)
谷口委員	付加価値に係る数値目標はどうか。センターの影響の無いところで付加価値も変動する。製造業や関連産業全てを対象にすることには無理があるのでは。	

中期目標の期間  
意見なし

## 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

委員	中期目標（案）への主な意見	対応状況
谷口委員	製造技術分野というのは全てに共通するものではないか。記載すべきでないのでは。	中期目標中の記載内容を修正。具体的な研究分野については中期計画で規定。(B)
	記載している研究分野以外は研究しないのか。	
	具体的な研究開発分野で液晶をいの一番にあげるのはおかしい。県内にパートナーがいる業界分野を大切にすべきでは。研究開発分野に関する記載については、もっと大きな網をかけて、その中で支援すべき分野をセンターが選択して支援していけばよいのでは。	
	基礎研究は記載そのものが不要では。	中期目標中の記載内容を修正。(C)
辻委員	研究開発は「選択と集中」と言いながら、文面は全てに網をかけようとしている。ある程度集中すべきでは。	理事長のマネジメントにより対応。
	基礎研究という表現よりも、応用研究又は実用化研究に向けた基盤的研究がよいのでは。	(C)
千葉委員長	センターの業績評価の際は、付加価値増加に、どの分野でどの程度貢献があったかといった整理・点検が必要。	(A)
	基礎研究が恩恵的な意味合いでの自主研究なのか、それとも組織的な目標に沿ったものなのか、明確な定義づけが必要。	(C)
中村委員	具体的な研究開発分野の記載は計画の中ですべきでは。	(B)
	やるかやらないかの問題ではなく、表現の問題として、基礎的研究とか基盤的研究とかでよいのでは。	(C)
副井委員	基礎研究はセンターの業務目標に基づくものであるべきで、いわゆる自主研究とは異なる。	(C)

業務運営の改善及び効率化に関する事項

委員	中期目標（案）への主な意見	対応状況
千葉委員長	「理事長のトップマネジメント…」はわかりにくいのでは。スピード感とか実績とか例示があってもよいのでは。	中期目標中の記載内容を修正。
辻委員	理事長のトップマネジメントの評価は職員の評価を加味する必要があるのでは。評価委員会における評価の際、資料としてあればよい。	評価委員会における評価基準作成の際に反映。

財務内容の改善に関する事項

委員	中期目標（案）への主な意見	対応状況
中村委員	「3 剰余金の適切な活用」に関する記載は不要では。どうしても記載が必要であれば「2 経費の抑制」の項目に含めればよいのでは。	中期目標中の記載内容を修正。
	知的財産権の実施料収入記載の部分は、特許法との整理が必要。特許法上、発明者は相当の対価を当然受け取ることは当然のこと。また、著作権は職務著作の法人帰属が法律上規定されており、誤解の無いよう文言整理が必要。インセンティブに関わりなく、特許などは発明者に対価を払わなければならないもの。	中期目標中の記載内容を修正
谷口委員	自主財源の確保を強化する結果として、センターよりも岡山県の試験研究機関へ行った方が安いといったようなことにならないようにして欲しい。	料金設定の考え方について、中期計画で規定。
	自主財源確保が強く記載されているが、これでは交付金はいらぬということにならないか。支援を受ける企業としては、リスクな表現である。	中期目標中の記載内容を修正
辻委員	知財収入は県に納めなくてもよいのでは。額がさほどのもので無いのであれば、インセンティブの点でも求めなくてもよいのでは。	修正なし。
千葉委員長	独法化したらすぐに料金が上がるということになれば、継続性の観点からバランスを欠く。料金設定の考え方について、きちんと中期計画の中で明示しないと、利用者の不安感を煽る結果となる。	料金設定の考え方について、中期計画で規定。

その他業務運営に関する重要事項

委員	中期目標（案）への主な意見	対応状況
中村委員	ISO14001 は今後継続するつもりか。ランニングコストもあり更新しない組織も出てきている。継続しないのであれば、削除してはどうか。	修正なし。

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの 運営費交付金算定の考え方

## 運営費交付金とは？

運営費交付金とは、**地方独立行政法人の事業運営のために必要な財源として、県から交付されるもの**をいう。もともと、地方独立行政法人は独立採算性を前提に設立されたものではないため、業務を遂行するためには県からの財源措置が必要となるが、運営費交付金はその財源措置の中でも主要な部分を占めるものとなる。

## 運営費交付金算定の考え方

運営費交付金措置額

$$= (\text{前年度運営費交付金} - \text{前年度臨時的経費}) \times (\text{効率化係数}(0.99) + \text{業績係数}(0.01 \sim -0.015)) + \text{当該年度臨時的経費}$$

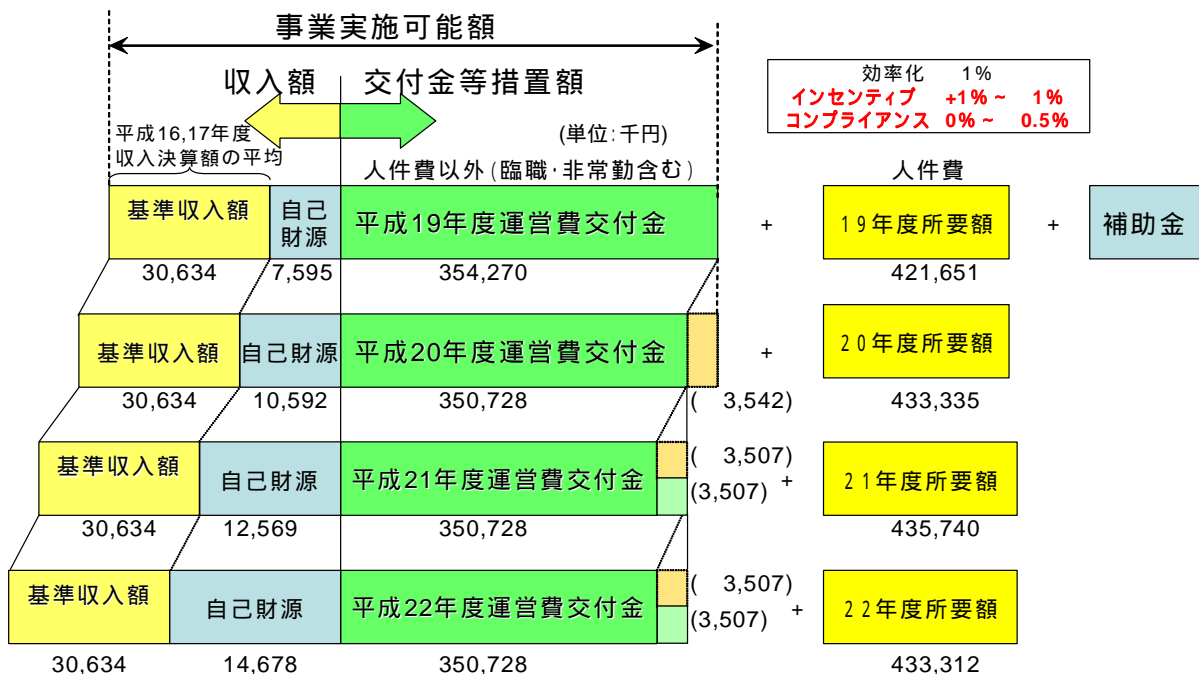
効率化係数：法人運営の効率化を図るため、毎年度減額する率（1%）を反映した係数（0.99）  
 業績係数：法人運営に対する評価委員会の業績評価に基づき、県により交付金を増減額できる率（1%～+1%）、及びコンプライアンス違反等があったときに、交付金額を減額できる率（0.5%～0%）を反映した係数（最高0.01、最低-0.015）

効率化係数+業績係数(算定例)

業績評価	コンプライアンス	
	減点なし	減点あり(-0.005)
10評価	1.000	0.995
：	：	：
5評価	0.990	0.985
：	：	：
1評価	0.980	0.975

(平成19年度運営費交付金)

- ・研究費、機器整備費、管理運営費、臨時研究員の確保など(354,270千円)
- ・職員人件費、役員報酬、任期付研究員人件費など(421,651千円)



収入については基準収入額をベースとし、各年度にそれを上下しても県としては関知しない。  
 (上回れば自由裁量収入、減っても補填は受けられない)

## 関係法令

### 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

( 中期計画 )

第 2 6 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

( 1 ) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

( 2 ) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

( 3 ) 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

( 4 ) 短期借入金の限度額

( 5 ) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

( 6 ) 剰余金の使途

( 7 ) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

( 各事業年度に係る業務の実績に関する評価 )

第 2 8 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

( 中期目標に係る業務の実績に関する評価 )

第 3 0 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合



的な評定をして、行わなければならない。

3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

( 中期目標の期間の終了時の検討 )

第 3 1 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

( 財務諸表等 )

第 3 4 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

( 利益及び損失の処理等 )

第 4 0 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見

を聴かなければならない。

- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
  - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
  - 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
  - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業者の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

# 鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

## （趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

## （委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## （臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

## 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(抄)

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (3) 人事に関する計画
- (4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項